

ダイレクトマーケティング(DM)企業申告フロー

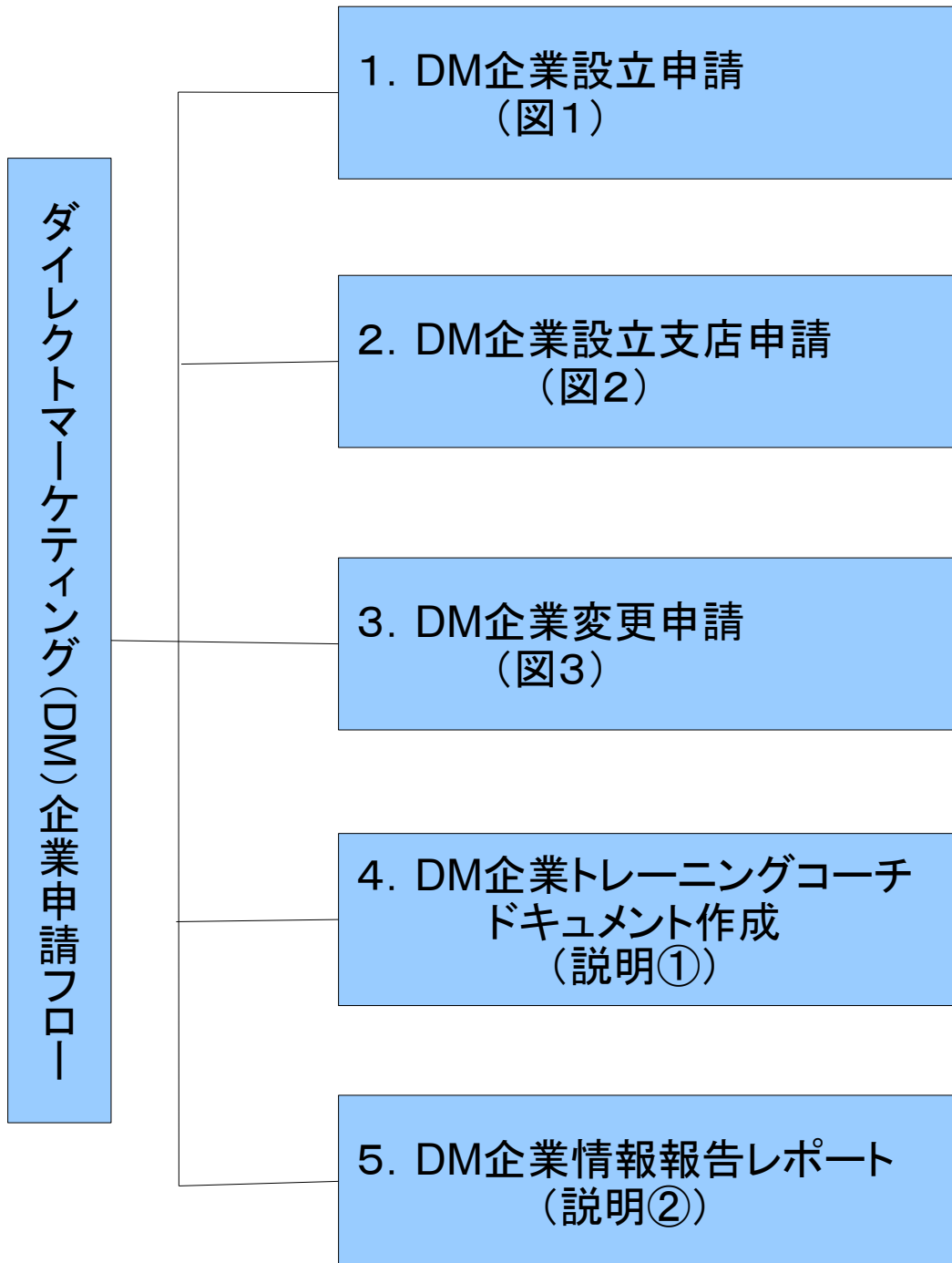


図1:ダイレクトマーケティング(DM)企業申請フロー

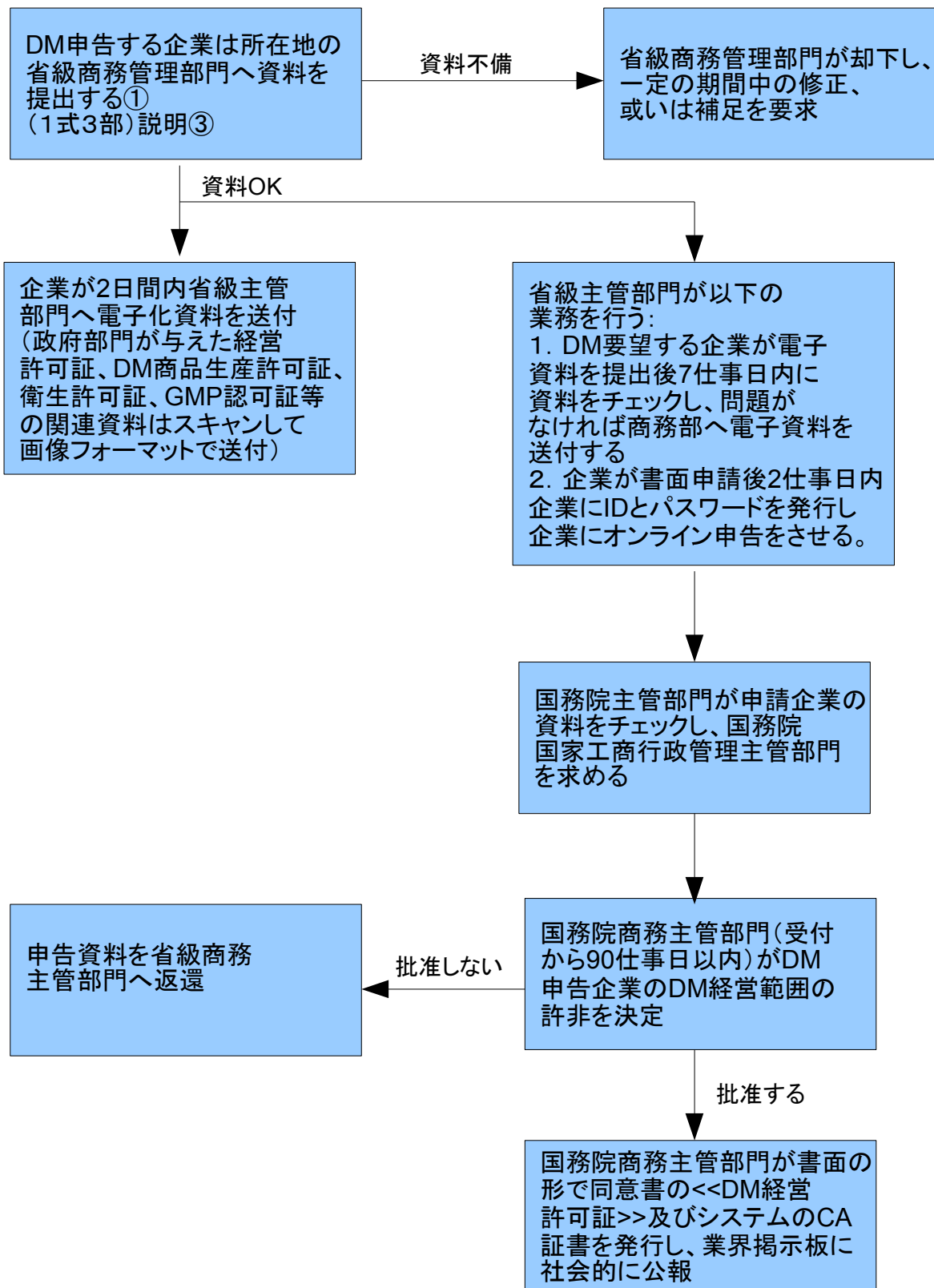


図2: DM企業支店設立申請フロー

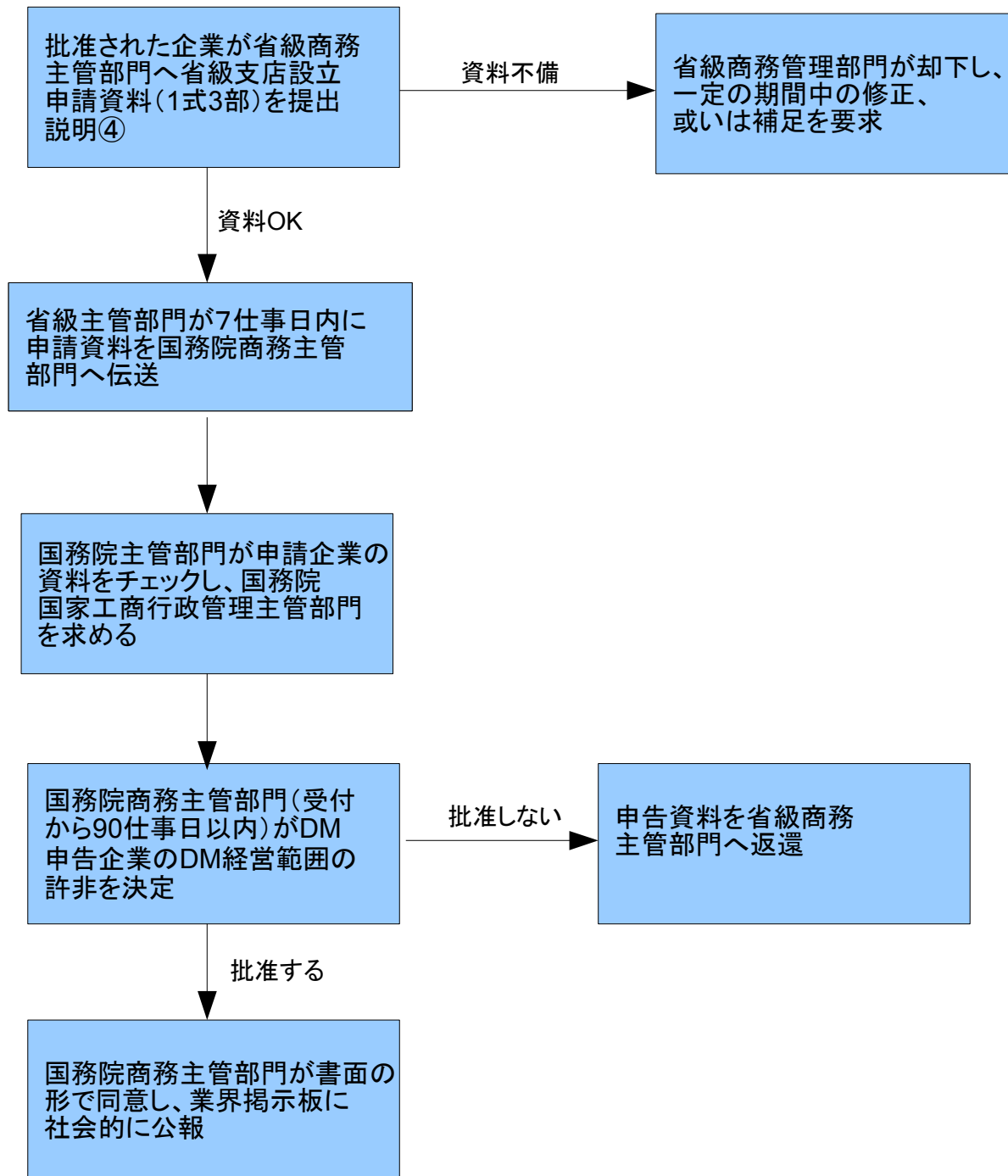
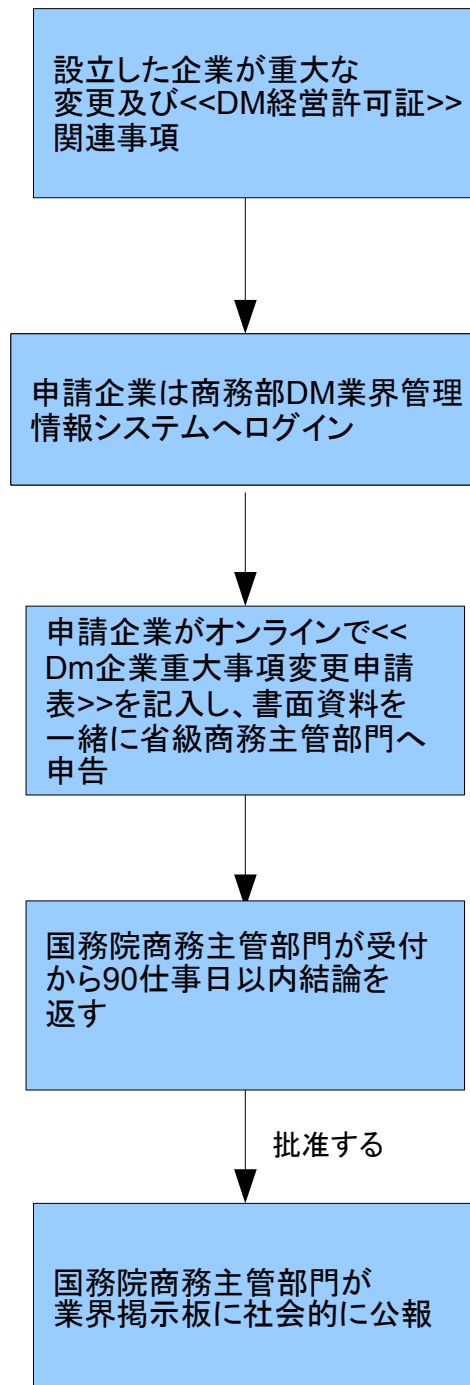


図3: DM企業変更申請フロー



説明:①DMトレーニングコーチドキュメント作成

Dm企業が自企業のトレーナーの名簿を現地省級商務主管部門を経由して国务院商務主管部門へ送付しドキュメント作成する。ドキュメント作成するために、企業が提出する資料は、

1)ドキュメント作成の説明資料;

2)DMトレーナー名簿表(商務部はこの資料を業界管理システムへ公表する);

国务院商務主管部門が業界掲示板にすでにドキュメント作成したDMトレーナーのリスト公表する

②DM企業情報の申告及びドキュメント化

DM企業は毎月1日~15日間商務部DM業界管理システムへログインし、下記の企業情報登録しなければならない;

1)給与制度と奨励制度;

2)返品制度、直販員及びエンドユーザー返品状況(返品金額を含む)

3)保証金納入状況

4)批准された販売契約サンプル

5)アフターサービス状況(クレーム電話、連絡電話と住所)

6)直販員トレーニング計画及びトレーニング状況

7)直販企業サービスネットの名称、住所、責任者と連絡方法

8)直販企業直販員総人数、名簿及び正式職業、各支店直販員の総数、名簿及び正式な職業

9)直販員トレーナー総人数、及び名簿

10)直販企業及び直販支店売上実績報告

11)直販員が取得した報酬状況及び、給与、賞金、各種奨励など掲載的な利益総額、また、企業売上の占める割合など

12)企業における重大な訴訟事項及び処理状況

13)直販商品品種リスト及び品質標準、商品に関わる許可証、衛生許可証など

14)主管部門が要求するほかの事項

③直販申告企業が所在地省級商務主管部門へ提出する資料:

1)販売範囲拡大の申請

2)直販企業が設立先生表を記入(商務部が業界情報システムへ公表する)

3)<<直販管理条例>>第七、第八條規定に順ずる資料を提出

④批准された企業が省級商務主管部門へ提出する省級支店設立申告資料

1)直販企業が省級支店設立申請表(商務部が境界情報システムへ公表)

2)直販企業が所在省内サービスネット状況及び関係部門が交付の証明資料(添付して送付)